

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																
<p>(格納容器内の酸素濃度)</p> <p>第48条 原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p>表48-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="127 1549 1225 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉, 4号炉, 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="127 1738 1225 1843"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>3.5%以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	4%以下	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	3.5%以下	<p>(格納容器内の酸素濃度)</p> <p>第48条</p> <p><u>[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉]</u></p> <p>原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p><u>[7号炉]</u></p> <p><u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度^{※1}は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動となるまでの期間は運転上の制限を適用しない。また、高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた時点から3日間、3.5%を超えた時点から24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p><u>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた場合は、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施するとともに、5分毎に格納容器内の酸素濃度を監視する。さらに3.5%を超えた場合、酸素濃度が上昇するような確認運転等を中止し、24時間以内に酸素濃度を制限値内に復旧する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1：7号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条(表66-5-6)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>表48-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1549 2481 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉, 4号炉, 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1738 2481 1843"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>3.5%以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	4%以下	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	3.5%以下	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	4%以下																	
項目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	3.5%以下																	
項目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	4%以下																	
項目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	3.5%以下																	

変更前

変更後

備考

表48-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。	24時間
	及び B 2. 冷温停止にする。	36時間

3. 7号炉

項目	運転上の制限
格納容器内の酸素濃度	1. 8%以下 ^{※2}
	3. 5%以下 ^{※3}

※2：格納容器圧力逃がし装置内における水素燃焼防止のための制限値。

※3：原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を可燃限界未満に維持するための制限値。

表48-2

1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。	24時間
	及び B 2. 冷温停止にする。	36時間

2. 7号炉

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに 速やかに
B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合	B 1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。	24時間
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止にする。	24時間
	及び C 2. 冷温停止にする。	36時間

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）
コメント
No. 156

記載の適正化

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p><u>第62条</u> ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気は、<u>表62-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。<u>ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></p> <p>2. ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、<u>第60条</u>及び<u>第61条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを<u>表62-2</u>で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表62-3</u>の措置を講じる。</p>	<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p><u>第61条</u></p> <p><u>[1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉]</u></p> <p>ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油及び起動用空気は、<u>表61-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、<u>第59条</u>及び<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを<u>表61-2</u>で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表61-3</u>の措置を講じる。</p> <p><u>[7号炉]</u></p> <p><u>ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプ^{※2}は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気又は燃料移送ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1：6号炉及び7号炉の軽油タンクは重大事故等対処設備を兼ねる。軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、第66条(表66-12-7)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p><u>※2：7号炉の燃料移送ポンプは重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

変更前	変更後	備考														
<p><u>表62-1</u></p> <table border="1" data-bbox="136 310 1308 436"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気</td> <td>第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気	第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること	<p><u>表61-1</u></p> <p><u>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="1383 310 2549 478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気</td> <td><u>第59条及び第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。<u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 7号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="1383 558 2549 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気</u></td> <td><u>第59条及び第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。<u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料移送ポンプ</u></td> <td><u>第59条及び第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁及び配管を含む。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	項目	運転上の制限	<u>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>燃料移送ポンプ</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること ^{※1}	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>コメント No. 158</p>
項目	運転上の制限															
ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気	第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること															
項目	運転上の制限															
ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>															
項目	運転上の制限															
<u>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び起動用空気</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>															
<u>燃料移送ポンプ</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること ^{※1}															

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前

変更後

備考

表62-2

表61-2

記載の適正化

項目		判定値
1号炉	A系軽油タンクレベル	5, 548mm以上
	B系軽油タンクレベル	5, 545mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	500mm以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
2号炉	A系軽油タンクレベル	5, 562mm以上
	B系軽油タンクレベル	5, 557mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上
	潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2. 46MPa[gage]以上
3号炉	A系軽油タンクレベル	5, 580mm以上
	B系軽油タンクレベル	5, 579mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上
	潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2. 46MPa[gage]以上

項目		判定値
1号炉	A系軽油タンクレベル	5, 548mm以上
	B系軽油タンクレベル	5, 545mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	500mm以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
2号炉	A系軽油タンクレベル	5, 562mm以上
	B系軽油タンクレベル	5, 557mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上
	潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2. 46MPa[gage]以上
3号炉	A系軽油タンクレベル	5, 580mm以上
	B系軽油タンクレベル	5, 579mm以上
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上
	潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2. 16MPa[gage]以上
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2. 46MPa[gage]以上

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
炉	項目	判定値	炉	項目	判定値	
4号炉	A系軽油タンクレベル	5, 571mm以上	4号炉	A系軽油タンクレベル	5, 571mm以上	
	B系軽油タンクレベル	5, 568mm以上		B系軽油タンクレベル	5, 568mm以上	
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上		潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上	
	潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上		潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2.16MPa[gage]以上		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2.16MPa[gage]以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2.46MPa[gage]以上		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2.46MPa[gage]以上	
5号炉	A系軽油タンクレベル	5, 581mm以上	5号炉	A系軽油タンクレベル	5, 581mm以上	
	B系軽油タンクレベル	5, 577mm以上		B系軽油タンクレベル	5, 577mm以上	
	潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上		潤滑油サンプタンクレベル※ ¹ (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上	
	潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上		潤滑油補給タンク油面 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	750mm以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2.16MPa[gage]以上		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ² (非常用ディーゼル発電機)	2.16MPa[gage]以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2.46MPa[gage]以上		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2.46MPa[gage]以上	
6号炉	A系軽油タンクレベル	7, 023mm以上	6号炉	A系軽油タンクレベル	7, 023mm以上	
	B系軽油タンクレベル	7, 006mm以上		B系軽油タンクレベル	7, 006mm以上	
	潤滑油補給タンク油面※ ³	650mm以上		潤滑油補給タンク油面※ ³	650mm以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ⁴	2.46MPa[gage]以上		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ⁴	2.46MPa[gage]以上	
7号炉	A系軽油タンクレベル	7, 031mm以上	7号炉	A系軽油タンクレベル	7, 031mm以上	
	B系軽油タンクレベル	7, 030mm以上		B系軽油タンクレベル	7, 030mm以上	
	潤滑油補給タンク油面※ ³	650mm以上		潤滑油補給タンク油面※ ³	650mm以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ⁴	2.46MPa[gage]以上		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)※ ⁴	2.46MPa[gage]以上	

※1：A系及びB系の非常用ディーゼル発電機それぞれにタンクを有する。
 ※2：A系及びB系の非常用ディーゼル発電機それぞれに空気貯槽を有する。
 ※3：A系，B系及びC系の非常用ディーゼル発電機それぞれにタンクを有する。
 ※4：A系，B系及びC系の非常用ディーゼル発電機それぞれに空気貯槽を有する。

※1：A系及びB系の非常用ディーゼル発電機それぞれにタンクを有する。
 ※2：A系及びB系の非常用ディーゼル発電機それぞれに空気貯槽を有する。
 ※3：A系，B系及びC系の非常用ディーゼル発電機それぞれにタンクを有する。
 ※4：A系，B系及びC系の非常用ディーゼル発電機それぞれに空気貯槽を有する。

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
<u>表6 2-3</u>			<u>表6 1-3</u>			記載の適正化
			<u>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉</u>			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが <u>表6 2-2</u> を満足しない場合	A 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	A 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプルタンクレベル又は潤滑油補給タンク油面が <u>表6 2-2</u> を満足しない場合	B 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプルタンクレベル又は潤滑油補給タンク油面が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	B 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が <u>表6 2-2</u> を満足しない場合	C 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	C 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
			<u>2. 7号炉</u>			
			条件	要求される措置	完了時間	
			A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	A 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
			B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B 1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	
			C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	C 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
			D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	D 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
			E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
			F. 条件B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
						原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その1) <u>第6-3条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6-3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6-3-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉，3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6-3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6-3-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉及び7号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6-3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6-3-2</u>の措置を講じる。</p>	<p>(直流電源その1) <u>第6-2条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6-2-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6-2-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉，3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6-2-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6-2-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6-2-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6-2-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔7号炉〕 <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源^{*2}は表6-2-1で定める事項を運転上の制限とする。</u> 2. <u>直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																					
<p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p><u>表6 3-1</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 709 1044 793"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列※2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3系列とは、A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 913 1044 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列※2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：4系列とは、A系, B系, C系及びD系をいう。</p>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列※2が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列※2が動作可能であること	<p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が表6 2-2に定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6 2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>※2：7号炉の直流電源A系（A及びA-2）及びB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源A系（A及びA-2）が動作不能時は、第6 6条（表6 6-1 2-4）の運転上の制限も確認する。また、7号炉の直流電源C系及びD系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p><u>表6 2-1</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 709 2320 793"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列※3が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3系列とは、A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 913 2320 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列※4が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：4系列とは、A系, B系, C系及びD系をいう。</p> <p>3. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1117 2320 1201"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列※5が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：4系列とは、A系（A及びA-2）, B系, C系及びD系をいう。</p> <p><u>表6 2-2</u></p> <p>1. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1358 2335 1610"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系</td> <td>A</td> <td>1 2 8 V以上</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>1 2 6 V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>B</td> <td>1 2 6 V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>C</td> <td>1 2 6 V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>D</td> <td>1 2 6 V以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列※3が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列※4が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列※5が動作可能であること	系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	A	1 2 8 V以上	A-2	1 2 6 V以上	B系	B	1 2 6 V以上	C系	C	1 2 6 V以上	D系	D	1 2 6 V以上	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>コメント No. 159 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
項目	運転上の制限																																						
直流電源	3系列※2が動作可能であること																																						
項目	運転上の制限																																						
直流電源	4系列※2が動作可能であること																																						
項目	運転上の制限																																						
直流電源	3系列※3が動作可能であること																																						
項目	運転上の制限																																						
直流電源	4系列※4が動作可能であること																																						
項目	運転上の制限																																						
直流電源	4系列※5が動作可能であること																																						
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																					
A系	A	1 2 8 V以上																																					
	A-2	1 2 6 V以上																																					
B系	B	1 2 6 V以上																																					
C系	C	1 2 6 V以上																																					
D系	D	1 2 6 V以上																																					

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考																																																										
<p><u>表6.3-2</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td rowspan="2">C 1. 高温停止とする。 及び C 2. 低温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td rowspan="2">D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 低温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。 及び C 2. 低温停止とする。	24時間	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 低温停止とする。	24時間	36時間	<p><u>表6.2-3</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td rowspan="2">C 1. 高温停止とする。 及び C 2. 低温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td rowspan="2">D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 低温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。 及び C 2. 低温停止とする。	24時間	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 低温停止とする。	24時間	36時間	記載の適正化
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																														
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																														
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。 及び C 2. 低温停止とする。	24時間																																																														
		36時間																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																																														
B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																														
C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																														
D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 低温停止とする。	24時間																																																														
		36時間																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																														
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																														
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。 及び C 2. 低温停止とする。	24時間																																																														
		36時間																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																																														
B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																														
C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																														
D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 低温停止とする。	24時間																																																														
		36時間																																																														